

広島県告示第五百二十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和五年三月二十三日

広島県知事 湯崎英彦

区域の名称	所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
青獄谷（五二一七隣c）	広島県府中市上下町矢多田地内	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
土石流	表区域の示の		
次の図のとおり	区域の名称		
青獄谷（五一一七隣c）			
土石流	の自然現象による原因の発生原害		
次の図のとおり	号三律の土戒定第区年施推砂区す九域で政行進災域の条の定令令に害等土砂第表め第_関防に砂二示る八平す止お災項及事十成る対け害にび項四十法策る警規法		

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県東部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。